

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区子ども家庭総合センター食事提供業務委託	No.5200262
工（納）期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	令和5年度分 38,360,528円（消費税込み）	

契約相手方	富士食品商事株式会社 (法人番号：4030001056852)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	長期継続契約	

業者選定理由書

件名	荒川区子ども家庭総合センター食事提供業務委託
指名業者 (案)	名称 富士食品商事株式会社 所在地 埼玉県ふじみ野市上福岡二丁目6番10号 代表者 代表取締役 後藤 正之
特命理由	<p>本件は、荒川区子ども家庭総合センター内の一時保護所の入所児童等に食事を提供する業務である。</p> <p>主管課からは、部の機種業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件は、一時保護所に求められる食事内容や環境等に対応可能な事業者を選定する必要があり、価格競争には馴染まないことから、令和2年度に公募型プロポーザル方式により上記業者を選定したものである。</p> <p>② 上記業者は、令和4年度の契約において、食事の質に限らず、リクエスト給食の提供や行事食等への対応を柔軟に行っており、児童及び職員等から高い評価を得ている。また、令和4年度実績評価においても、優良であることから、今後も区の要望に対応し安定的な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)